

奈良県内における令和7年国勢調査広報業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、奈良県内における令和7年国勢調査広報業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

奈良県内における令和7年国勢調査広報業務委託

(2) 業務内容

別紙「奈良県内における令和7年国勢調査広報業務委託に係る企画提案 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年11月30日まで

(4) 委託上限額

9,605,640円(税込み)

3 応募資格要件

- (1) 奈良県競争入札参加者資格名簿に次の登録区分で登録されている者であること。ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。
(中分類及び小分類)……Q5「広告・イベント業務」
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中ではない者であること。
- (7) 公告の日から起算して過去5年以内に、国又は地方公共団体の同規模(委託上限額の7割以上)の広報・イベント業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

4 スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・公募開始(公告) | 令和7年5月19日(月) |
| ・質問受付期限 | 令和7年5月23日(金)午後4時必着 |
| ・質問に対する回答 | 令和7年5月28日(水) |
| ・参加申込書の提出期限 | 令和7年6月2日(月)午後5時必着 |

- ・参加申込書の調整期日 令和7年6月6日（金）午後5時必着
- ・企画提案書等の提出期限 令和7年6月9日（月）正午必着
- ・プレゼンテーション審査 令和7年6月中旬
- ・結果通知 令和7年6月中下旬

5 応募手続き

(1) 担当課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
 奈良県総務部知事公室 政策推進課 人口統計係
 TEL:0742-27-8441 FAX:0742-27-0615
 e-mail : kokusei@office.pref.nara.lg.jp

(2) 事前説明会

行わない。

(3) 質問の受付・回答

本業務に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期限 令和7年5月23日（金）午後4時まで
- イ 受付方法 質問書（様式1）に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。
- ウ 回答方法 質問及び回答を取りまとめ、担当課ホームページに掲載する。
 ※掲載予定日：令和7年5月28日（水）
 ※質問者への個別の回答は行わない。また、質問者名は明示しない。

(4) 参加申込書類の提出

- ア 提出期限 令和7年6月2日（月）午後5時（必着）
- イ 提出方法 本要領5（1）に持参又は郵送により提出すること。
 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて上記提出期限までに必着のこと。
- ウ 提出書類 （ア）参加申込書（様式2）
 （イ）参加申込者概要書（様式3）※会社概要等があれば、添付すること。
- エ 調整期日 提出書類に対する確認において、書類の再提出を指示された場合は、参加申込書の調整期日までに提出すること。
- オ 参加資格の審査結果通知
 参加申込書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、公募参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、公募参加資格がない旨及びその理由を令和7年6月6日（金）以降、メールにより通知します。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、以下の企画提案書等を提出すること。

- ア 提出期限 令和7年6月9日（月）正午（必着）
- イ 提出方法 本要領5（1）に持参又は郵送により提出すること。
 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、最終日の午前9時から正午までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて上記提出期限までに必着のこと。
- ウ 提出書類
 - (ア) 企画提案書表紙（様式4）
 - (イ) 企画提案書（任意様式）
 - ① 目次（本文の項目及び頁を記載すること）
 - ② 本文（業務内容に応じて具体的に提案すること）
 - ③ 業務実施体制（任意様式）
 - ④ 業務実施体制における担当責任者の実務経験等（様式5）

- ⑤ 業務実施スケジュール（任意様式）
- ⑥ 類似業務受注実績（様式6）
- ⑦ 見積書（任意様式）

※本企画提案の内容に関する全ての費用を算定・計上すること。積算内訳書は一式計上ではなく積み上げ方式とし、仕様書に示す業務内容の項目ごとの費用が分かるよう記載すること。

エ 提出書類作成上の注意事項

- (ア) 提出部数は、8部（正1部、副7部）。
- (イ) 正1部については、社名や責任者、担当者名等を記載すること。副7部については、会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。
- (ウ) 表紙と目次、類似業務実績、見積書を除き、ページ番号（連番）を付けること。
- (エ) 表紙の提案者番号の枠は空白のままとする。
- (オ) 本調達の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本県の判断で受託者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ア 応募資格の無い者が提案したとき
- イ 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき
- ウ 企画提案募集に対して、2件以上の提案をしたとき
- エ 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- オ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- カ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- キ その他不正な行為があったとき
- ケ プレゼンテーションに欠席したとき

(7) 辞退届の提出

企画提案参加申込書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当課へ電話連絡のうえ、令和7年6月9日（金）正午（必着）までに辞退届（任意様式）を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで送付する場合、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。

6 企画提案書等の審査及び結果の公表

- (1) 審査は、令和7年6月中旬に行う。（詳細については企画提案参加申込書類の提出があった者に別途通知する。）
- (2) 選定審査委員会の設置

「奈良県内における令和7年国勢調査広報業務委託業者選定審査委員会」（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、受託者を選定する。選定審査委員会は、次の事務を所掌する。

 - ア 企画提案書等の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定する
 - イ その他プロポーザル方式の実施に必要な事務
- (3) 審査基準

審査に当たっては、別記の評価項目、評価ポイント、配点により総合的に評価する。
- (4) 審査方法
 - ア 企画提案書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。また、追加資料等の提出は認めない。
 - イ プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- (5) 受託事業者の選定

企画提案内容を評価基準に基づき審査、評価し、評価項目ごとに点数化する。選定審査

委員会の各委員の採点結果（評点数）を合計した点数を提案者の得点とし、得点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。ただし、各委員の評点数の合計点数が満点の6割以上でなければならないこととする。

また、企画提案者が1者の場合は、各委員の評点数の合計点数が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として選定することができる。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、受託事業者の選定後、速やかに企画提案者全員に書面で通知するとともに担当課ホームページにて公表する。公表については、業務名、最優秀提案者、得点等を掲載する。ただし、最優秀提案者以外の業者名は公表しない。

7 契約に関する事項

(1) 前記 6(5)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。

(2) 企画提案において、修正すべき事項がある場合には、県と受託事業者との協議において内容を追加、変更又は削除を行うことがある。

(3) 契約締結の協議にて合意に達した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(4) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

(5) 電子契約の可否

ア 可とします。

イ 電子契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式7）を5の（4）で示す参加申込書とあわせて提出してください。

(6) 契約先候補者が契約の締結までに次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、本業務に係る契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方が次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。（契約解除した場合、損害賠償義務が生じる。）

（要件）

ア 役員等が暴力団員であるとき

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき

ウ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

カ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき

キ 下請契約等に当たり、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき

ク 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出な

ったとき